

令和8年度第2回小牧市上下水道事業経営審議会

1 日時

令和8年7月31日（金）午後1時55分から午後3時40分まで

2 場所

小牧市公民館 4階 視聴覚室

3 出席委員（敬称略）

相宮 秀紀	公認会計士
萩原 聡央	名古屋経済大学 法学部 教授
平山 修久	名古屋大学 減災連携研究センター 准教授
藤村 尚治	公益財団法人 愛知水と緑の公社 常務理事兼下水道部長
酒井 美代子	小牧市女性の会 会長
谷口 里美	小牧市消費生活改善推進委員会
廣野 友巳	小牧商工会議所 常議員（デリカ食品工業株式会社 代表取締役）
前田 伸博	小牧市区長会 理事（藤島団地区長）
佐橋 緋月	一般公募者
馬場 容子	一般公募者

4 事務局

三品 克二	上下水道部長
長坂 裕	上下水道部次長
横山 宗裕	上下水道経営課長
杉浦 立人	上下水道業務課長
船橋 裕一	上下水道施設課長補佐
武藤 正寛	上下水道経営課経営係長
北 賢司	上下水道経営課水道経理係長
落合 大豪	上下水道経営課下水道経理係長
杉田 康明	上下水道経営課経営係主査

5 傍聴者

1 名

6 議事

(1) 水道事業の適正な料金収入について

7 内容

【事務局】

定刻前ではございますが、委員の皆様がお揃いですので、ただいまから、令和8年度第2回小牧市上下水道事業経営審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。私は、全体の進行役を務めさせていただきます上下水道部次長の長坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。ノートパソコンをご用意させていただいた委員の方は、ファイルがあることをご確認ください。事前に送付させていただきました資料として、次第と裏面に審議会委員名簿、資料1でございます。また、本日お手元にお配りした資料、追加で配布したファイルでございますが、資料2、水道料金比較表、さらに第3回審議会の開催通知がございます。本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局に用意がございますのでお申し出いただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

開催に当たりまして、上下水道部長の三品よりご挨拶を申し上げます。

【三品部長】

改めまして、皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、令和8年度第2回小牧市上下水道事業経営審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

大変暑い日が続いておりますが、今週は熊本で大きな地震災害が発生しております。被害を受けられました皆様には心よりお見舞い申し上げます。この地震では、水道施設においても多くの被害が出ており、断水等で住民の方々の生活に影響を与えている状況であり

ます。本市を含む地域では、南海トラフ巨大地震の危険があり、災害被害を軽減するためにも老朽管の更新を早々に進める必要があります。その原資である水道料金の検討は喫緊の課題となっております。

前回の審議会で本市の水道事業の適正な料金収入について諮問があったところであり、本日の審議会では、引き続きこのご審議をいただきます。

委員の皆さまにおかれましては、様々な視点から活発なご議論をお願いいたしまして、また、料金改定となりますと市民に大きな影響になりますので、慎重な審議をしていただきたいと思っております。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして萩原会長よりご挨拶をいただきます。

【萩原会長】

皆さん、改めましてこんにちは。

三品部長からもお話しがありましたように、前回の審議会において、天野市長から水道事業の適正な料金収入について諮問がございました。本日の会議から、水道料金について検討していくことになります。みなさまの忌憚のないご意見をいただきながら、実りある会にしていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

簡単ではありますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

【事務局】

続きまして、次第の2、会議の公開について説明いたします。

小牧市審議会等の会議の公開に関する指針では、審議会等の会議は原則公開することとされておりますので、本審議会につきましても公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の傍聴者は1名ですのでご報告いたします。

また、記録用として、随時、撮影、録音させていただくとともに、議事録につきましては、発言者名については非公開にした上で、市ホームページなどに公開させていただきますので、併せてお願いいたします。

ここで、ご報告申し上げます。本日の出席委員数は10名でございます。したがって、小牧市上下水道事業経営審議会条例第6条第2項の規定により、この会議が成立していますことを報告いたします。

なお、本日の会議の終了時刻は、午後4時ごろを予定しております。

それでは、以後につきましては、小牧市上下水道事業経営審議会条例第5条第2項に基づき、会長が会務を総理することになっておりますので、萩原会長にお願いしたいと思います。

会長、議事の進行のほどよろしくお願いいたします。

【萩原会長】

それでは、お手元の次第に基づいて進めたいと思いますが、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次第5の議事に入ります。次第5（1）水道事業の適正な料金収入についてを議事いたします。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料1をお願いします。

前回の審議会では、水道事業の経営状況についてご説明し、市長から「水道事業の適正な料金収入について」諮問を受けました。今回の審議会では、安全な水道水を継続的に提供するために、日本水道協会が発行した「水道料金算定要領」に基づき適正な水道料金を算出し、改定率を検討してまいります。

1枚めくって2ページをご覧ください。「1.「水道料金算定要領」による適正な水道料金の算出」です。まずは「1.1 前回のおさらい」として、昨年度に策定した「小牧市水道事業ビジョン・経営戦略」の内容について、確認します。小牧市水道事業ビジョン・経営戦略では、4つの経営目標を設定しましたが、そのなかでも財政見通しに関するふたつの目標を確認します。ひとつは、更新基準年を超えた管路の増加を抑制するためには、管路更新率を現行の約0.5%から1.0%まで上げる必要があるということ。もうひとつは、震災等の発生後、通常業務に戻るまでに必要な経費でこちらを料金収入の概ね1年分として20億円程度確保するということです。今回の審議会では、施設整備計画の計画期間である2045年、令和27年度までの20年間で管路更新率が平均1.0%を達成しながら内部留保資金

残高20億円以上を確保するという目標を達成し、安全な水道水を継続的に提供するための適正な水道料金を検討します。

3 ページをご覧ください。「1.2 「水道料金算定要領」について」です。日本水道協会が作成した「水道料金算定要領」をもとに、小牧市水道事業の適正な水道料金を計算します。水道料金算定要領では、水道料金で賄うべき経費、つまり水道料金の設定基礎として人件費や維持管理費や減価償却費等、支払利息に加えて「資産維持費」を計上するものとしています。「資産維持費」とは、水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額で、対象となる資産額の3%が標準とされていますが、各事業体の中長期計画に基づき、必要な資産維持費を算出するものとされています。ここで内部留保すべき額についてですが、水道料金の設定基礎の中で、人件費等の運営費と支払利息については、収益的収支の中で消化されますが、資産維持費分については、純利益の一部として計上し、翌年度以降の資本的収支の財源として留保されるものです。ただし減価償却費や資産の除却費は、費用として計上されますが、現金支出されないため、会計上は純利益を押し下げる要因となりますが、内部留保資金の一部となります。

1枚めくって4ページをご覧ください。「1.3 「資産維持費」の計算方法」です。資産維持費とは更新の原資として計上すべき経費ですが、小牧市水道事業では水道事業ビジョン・経営戦略で令和27年度までの更新費用を算出しているため、こちらをもとに資産維持費を算出します。水道事業ビジョン・経営戦略では2032年、令和14年度までは工事費を抑制し、2033年度、令和15年度から管路更新率1.0%に向けた工事を実施することとしていますが、この計画をそのまま使用して資産維持費を計算すると、2033年、令和15年度から急激に資産維持費が上がる形になります。そこで、資産維持費の算出に当たっては、2026年、令和8年度から2045年、令和27年度までの工事費545億円を平均化して実施するものと仮定して、工事費用から減価償却費等を除いたものを資産維持費として計上するものとします。ここで減価償却費等を除く理由は、先ほど内部留保すべき額でお話した、減価償却費等は、内部留保資金の一部となることから、工事費から減価償却費を除くことによって、料金で賄うべき工事費の財源としています。

5 ページをご覧ください。「1.4 適正な水道料金の計算」です。算定要領に基づき、実際に適正な水道料金を算出します。算定要領では、料金算定期間を算定時から概ね3年から5年を基準としています。世界情勢が不安定なことなどにより近年は水道事業の経営状況も急激に大きく変化することから、今回の計算では、料金改定の算定期間を令和9年度

～令和11年度までの3年間とします。算定要領に従い、3年間のそれぞれの経費から「水道料金の設定基礎」を計算し、3年分の予定有収水量で割ることで適正な供給単価を算出します。資産維持費については4ページで説明した通り、20年間の平均で計算した工事費から減価償却費を除いた額の3年分を計上しています。令和7年度決算見込みをもとにそれぞれの経費を算出すると、人件費、維持管理費等が約81億4千万円、支払利息が約0.1億、資産維持費が約44億4千万円となり、控除項目が約5億9千万円になりますので、3年間の「水道料金の設定基礎」つまり水道料金で賄うべき経費は約120億円になります。これを、3年間の予定有収水量、約5,381万立法メートルで割ると、水道料金の適正な供給単価は223.07円となります。

1枚めくって6ページをご覧ください。「1.5水道料金の改定率」です。5ページで算定要領をもとに算出した供給単価223.07円を令和7年度決算の供給単価の見込みである127.04円と比較すると、水道料金の改定率は75.6%になります。

つまり2045年、令和27年度までの20年間で管路更新率平均1.0%を達成しつつ、資金残高20億円以上を確保し、安全な水道水を継続的に提供するには、改定率75.6%の料金改定が必要となります。実際に、最新の経営状況を反映した上で、改定率75.6%で水道料金を改定して表したものが6ページのグラフになります。赤色の折れ線で示されている資金残高が20年間で管路更新率1.0%を確保しつつ20億円を確保する目標を達成していることがわかります。

7ページをご覧ください。「2. 水道料金改定率の検討」です。先ほど算出した適正な水道料金をもとに、改定率を検討します。「2.1 改定回数による改定率の比較」です。令和5年度に下水道使用料の改定を検討した際には、約70%の使用料改定は使用者の負担が急激に増加することから、複数回にわたった改定を検討しました。そこで、水道料金においても経営目標を達成するため、算定期間を3年間として、改定回数を変えた場合の改定率を確認し、比較します。それぞれ、改定率をすべて同じと仮定して目標達成するのに必要な改定率を算出したのが7ページの表になりますが、改定回数を増やすほど、合計の改定率は上昇し、改定率4回だと100%以上、つまり最終的には現在の2倍の料金になることがわかります。

1枚めくって8ページをご覧ください。「2.2 改定回数と改定率の比較」です。7ページで確認したように、改定回数を増やすと総額として市民の負担が増えることや、財政計画からも早期に工事費等の財源を確保したいことから、今回の改定を1回か2回とし、改定

回数及び1回目の改定率を検討します。目標達成までの改定回数を2回とした場合に、1回目の改定率を40%から25%まで5%刻みにして、6ページで計算した改定1回の場合の改定率75.6%と比較した資料が右表です。1回目の改定率が35%だと2回目の改定率は35.2%とほぼ同じになり、1回目の改定率を40%まで上げれば2回目の改定率は29.6%と1回目の改定率より下がります。30%、25%と1回目の改定率を下げるほど2回目の改定率は上がり、合計の改定率も上昇することがわかります。なお、2回目の改定率は目安であり、今後の財政状況により変動することが想定されます。75.6%の改定を実施した場合でも、世界情勢の変化や物価変動により財政状況が変わることが予想されるので、3年後に水道料金を検証し、必要に応じて見直します。また、水道法施行規則の改定により、水道料金は3年から5年ごとの適正な時期に見直しを行うこととされたことから、2回目の改定後は、定期的に水道料金を検証し、必要に応じて見直しをする必要があります。

ここで追加資料2の11ページをご覧ください。こちらは、愛知県内の水道事業体43団体の供給単価のグラフとなっています。小牧市は令和7年度決算見込みの数値で、他団体についても、令和6年度決算をもとに改定率をかけた数値となっています。県内の43団体のうち38団体が令和5年度以降、料金改定を実施済みまたは改定を検討しています。

12ページをご覧ください。先ほど11ページで県内の38団体が改定を実施または検討していると申し上げましたが、そのうち、ほとんどの団体が、算定期間の3年から5年後に内部留保の目標額の不足する分を確保するための改定率を算出していて、小牧市のように施設整備計画をもとに長期的に必要な更新費を見込んで改定率を算出している団体は、改定後の供給単価は比較的高い水準になります。小牧市同様に長期的に必要な更新費を見込んでいる団体がありますので、その例をご紹介します。

13ページをご覧ください。仮にX市としておりますが、この団体は、小牧市と同様に管路更新率が低く、管路更新率1%を目標に改定率を決定しております。この団体は、目標を達成するためには改定率が42.57%必要としていて、2回に分けて1回目を約25%、2回目を約17%として改定を予定しています。改定後の供給単価は206.83円となり、200円を超えています。

14ページをご覧ください。また仮にY市としておりますが、こちらの団体は、18年間の長期的な収支見通しで段階的に改定しております。この団体は、収支見通しにより40.1%の改定を必要としていて、3回に分けて、1回目を9.7%、2回目を16.0%、3回目を10.1%として改定を予定しております。改定後の供給単価は217.7円となり、こちらも200

円を超えています。これらをもとに、長期的に必要な更新費を見込むと200円を超えた供給単価になることから、小牧市においても、20年間の更新費を見込んで、223.07円となっていることから突出したものではないと考えております。

追加資料2の12ページに戻っていただきまして、2段落目になりますが、水道法施行規則の改定により、水道料金については、3年から5年ごとの適正な時期に見直しを行うこととされました。多くの団体が、段階的にこの見直しで料金改定され、ゆくゆくは、小牧市の供給単価と同程度の水準になるのではと見込まれております。表示されている左側のグラフは、11ページの供給単価のグラフを県内最大、最小、平均に対して、小牧市の位置を表しています。また、右側の表につきましては、資料1の8ページの改定回数と改定率の割合を供給単価で表したものになります。それぞれの供給単価を追加資料の11ページのグラフにあてはめると、改訂1回目の75.6%は、供給単価の高い方から2位、40%の場合は、14位、35%の場合は19位、30%の場合は、24位、25%の場合は、29位となります。2回目については、先ほど資料1の8ページでご説明しましたように、今後の物価等の変動が激しいため、お示した率より高くなる可能性も秘めております。ですので、基本的には、資料1の8ページでご説明しましたように、1回か2回での改定で審議をお願いしたいですが、2回目の検討の時点でさらに回数を増やすことも考えられます。

ちなみに、今日中日新聞で報道されておりました、春日井市の料金改定ですが、24.7%の改定率となっております。参考値ですが、令和6年度決算における供給単価にこの24.7%を掛け合わせますと、178.37円となります。小牧市も同様に令和6年度決算に40%を掛け合わせますと、177.02円となり、40%であれば、春日井市の改定を若干ですが下回りますが、ほぼ同程度となります。あくまでも参考値です。

それでは、資料1に戻りまして、9ページをご覧ください。「2.3 料金改定の市民への影響」です。8ページの表のそれぞれのケースにおいて、実際に市民への影響がどの程度あるのかを確認します。水道料金は2か月に1回、検針し、2か月分をまとめて請求しますので、実際に支払っていただく時と同様に、2か月分、税込みの金額で、増加額を表にしました。また、1か月当たりの使用水量が約10 m^3 または約20 m^3 である契約者が多いことから、一般家庭として2か月当たりの使用水量が20 m^3 、40 m^3 のところの改定後の水道料金を比較します。なお、表は現在の支払額に改定率をかけた概算ですが、実際には使用水量により増加率が増減しますのでご留意ください。20 m^3 の表を確認すると、2回目の改定は1回目の改定後の金額をベースに改定するため、1回目が35%、2回目が35.2%と改定率がほと

んど変わらない場合でも、1回目の増加額は751円、2回目の増加額は1,019円と大きく変わります。1回目の改定率が40%の場合だと、1回目の増加額は858円、2回目の増加額が889円になり、ほぼ同額になります。なお、40m³の表でも同様の傾向がみられます。

ここで追加資料の水道料金比較表の15ページをご覧ください。こちらは、資料1の9ページの支払金額ベースで、令和8年4月1日現在の県内団体での20m³の支払額の高い順に並べたものであります。1回目で、75.6%の場合ですと、3,767円で5位、40%の場合ですと、3,003円で15位、35%の場合ですと、2,896円で16位、30%の場合ですと、2,789円で19位、25%の場合ですと、2,681円で21位となっております。ただし、現在の単価に単純に改定率をかけたものですので、実際は、使用水量により増減しますことをご承知おきください。

16ページをご覧ください。こちらは、資料1の9ページの支払金額ベースで、令和8年4月1日現在の県内団体での40m³の支払額の高い順に並べたものであります。1回目で、75.6%の場合ですと、6,664円で6位、40%の場合ですと、5,313円で19位、35%の場合ですと、5,123円で23位、30%の場合ですと、4,934円で29位、25%の場合ですと、4,744円で33位となっております。ただし、現在の単価に単純に改定率をかけたものですので、実際は、使用水量により増減しますことをご承知おきください。

それでは、資料1に戻っていただいて、10ページをご覧ください。「2.4 改定率の抑制について」です。材料費の高騰等により、急激に財政状況が悪化していることから、改定率の抑制する方策を検討します。ただし、1回目の改定におきましては、後ほど説明します抑制策は間に合わないため、考慮しておりません。2回目の改定の際には、抑制策の実施により改定率は、今回お示した改定率から変動する可能性があります。ここでは、3つの方策についてご説明します。ひとつ目に、「①国庫補助金の活用」です。これまでは国庫補助金の対象から外れていましたが、条件が緩和されて補助金を要望できるようになりました。令和9年度の事業について、新たに国庫補助金に採択されるよう、要望しています。採択されるか未定なため、今回の料金改定の算定では計上していませんが、採択されれば、次回の料金改定の算定には計上することができます。また、今後も積極的に国庫補助金を活用していきたいと考えております。ふたつ目に「②企業債の活用」です。小牧市は平成18年度以降、新規に企業債を発行していないため、令和17年度末には企業債残高がゼロになる見込みです。単年度に多大な工事費が必要な場合、基本的には浄水場などの大規模改修工事の時などに、企業債を検討したいと考えております。一方で、企業債は将来

に負担を先送りすることになるので、活用は慎重に検討します。最後に、「③支出計画の見直し」です。ストックマネジメントにより、長期的な視点で施設整備計画を見直して支出額の抑制を検討します。また、ここに記載した以外にも、料金改定率を抑制するための方策がないか、3年後の水道料金の見直しにむけて検討していきたいと考えております。

資料の説明は以上になります。今回の審議会では、水道料金の改定率について検討していただきますが、まずは算定要領に基づいた改定率75.6%での改定をするのがいいのか、市民の負担を考慮して2回に分けた改定にするのがいいかをご審議いただき、2回に分けたほうがいいということであれば、1回目の改定率は何%が望ましいかご審議いただく形で進めてはどうかと考えております。

説明は以上でございます。

【萩原会長】

事務局の説明は終わりました。

ご質問、ご意見などがございましたら、発言をお願いいたします。なお、発言いただく場合は、挙手していただき、お名前をお呼びいたしますので、その後にご発言してください。

【A委員】

資料1のことで確認ですが、改定率が75.6%、40%、35%ことそれぞれシミュレーションしていただいているところですが、合計からそれぞれ1回で75.6%、2回改定でも最初に40%だと81.4%で35%になると82.5%となっていくんですけど、結局。この改定率の前提として、冒頭にある管路更新率1%と20億円の確保ということは、当然、確実にクリアしている状況ということで考えておけばよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。今ご質問がありました通り。75.6%を変えたとすると、1回目で40%。2回目で29.6%の改定を行えば、目標達成が出来るという形になっています。

【A委員】

ありがとうございます。もうひとつすみません、これに関連して6ページのグラフが改

定率75.6%の場合だと資金残高がこうなるというグラフだと思いますが、それ以外の改定率の場合であっても、傾向としては、基本的には上がっていったのが工事が始まると下がって改定した段階で持ち直して下がっていく形で、結果的に2045年の段階で20億円ぎりぎりになると、そういうグラフになると考えればよろしいでしょうか。

【事務局】

2回になると、赤い折れ線グラフが2027年から2030年まで一旦緩やかなものが2回目で上に行くような形でございます。2033年から本格的な更新工事が始まりますが、最終的には1%達成しようという形で、改定率を計算していますので、40%だと29.6%、35%だと36.2%、この%で運用していけば、このスキームは確立されるという形になります。

【A委員】

わかりました。ありがとうございます。

【萩原会長】

その他に委員の皆様、ご意見ご質問等ありますか。

【B委員】

10ページ、改定率の抑制について書いてありますが、企業債の活用ということで、令和17年度末には企業債残高がゼロになるということが書いてありますけど、世代間の公平な負担ということを考えると、企業債をうまく活用していかなければいけないと思います。

それともうひとつ、繰出金はおそらく、公営企業の繰出基準に基づいて市の財政から支援してもらっているというのが基本的なところでしょうが、水道事業というのは、本当に人間の命にかかわるようなこと、災害にあった時にも水が一番、生死に関わるので、私はもう少し大きな観点から公営企業に対する支援をしてほしい、例えば水道事業基金のようなものを作って、その基金に対して市が支援していくというのも考えられるのではないかと、いずれにしても、市全体で考えると、そういう視点も大事だと思います。

【事務局】

まず1点目の企業債ですが、確かに公共事業ですと、世代間の公平性のため企業債、借

金を充てるという話もあると思いますが、水道事業は企業会計ということで、独立採算の原則というものがあり、水道料金で賄うのが基本ですが、一時的に大量な資金が必要な場合は、企業債を発行し、借金をしてお金を準備するというのはあると思います。基本的には、一度建物を建てますと、減価償却費で耐用年数分、内部留保されていき、減価償却費分は立替等のお金でもあるものですから、その差額分について、企業債を充当するというのが基本ではないかと思われます。言われましたように、世代間の公平性、公共工事というところで企業債を借りれば料金の改定率も多少は下がりますが、やはり独立採算の原則というところから、まずは料金でもってという方向性で基本的にはいきたいと思っております。

2点目の繰出基準、市からの支援ですが、基本的には先ほど申し上げたように独立採算の原則でありますので、料金で賄っていくというのが基本となっています。企業会計ということで、市からの繰出しについては総務省の繰出基準内のものについてはおっしゃられたように要求していこうと思っております。繰出基準以外に基金を作るという話もありましたが、あとは市の方でどれだけ水道事業に支援していただけるかというのは市にどれだけ余裕があるかというお話になるかと思っておりますので、ちょっとこちらの方はなかなか言えない、下水道事業でも繰出基準外をなくしていくという方向性でありますので。水道事業としても繰出基準内のものは要求していきますが。基準外というのは市の方の考え方になってくるかと思っております。

【B委員】

ありがとうございました。自分が住む地域で水道の耐震工事の時に2日ほど濁り水が出たときに給水車が出て、住民が給水袋で水をもらっているのを見て思ったのですが水がなければなんともならないので、事務局ではなかなかこたえられないと思いますが、市議会や市長なら大きな視点で考えられるのではないかと思います。例えば病院だと、赤字の場合に支援にしている実績がありますので。命にかかわる水ですので、そういう視点も大事だと思います。

【萩原会長】

ありがとうございました。その他にご意見ご質問等ありますか。

【C委員】

資料1の4ページ、2032年度までは抑えて2033年度から1%に向けた工事を平準化してやるということで、そのシミュレーションの結果として6ページの改定率と工事になっていると思いますが、管路の通常の工事については遅れるのも仕方がないですが、国の方もこういったご時世ということ、水道に対しても大分補助が出るようになりました。資料の中にも書いてある国庫補助金の活用、企業債の活用を考えるというようなことはありますね。一般的な改築工事は抑制しなければいけないかもしれませんが、基幹管路の重要なものに対しては出来るだけやってもらいたい、国土強靱化に基づくような事業には重点的に取り組んでももらいたいということを強調させていただきます。

【事務局】

先ほどC委員がおっしゃられたように、耐震化は必要です。そこで来年度、令和9年度から、補助金を採択されるよう要望しているところです。補助金は対象となる事業のメニューがあり、水道事業はこれまで少なくて難しかったのですが、国交省に移って、下水道のように補助金メニューが増えるのではないかと考えていますので、今後は積極的に利用していきたいと思っています。ですので、2回目の改定の時にはそれが反映できるのであれば、数値をもう一度検証しなおすというのは、当然、必要なことだと思っています。

それからもう1つ、C委員がご指摘の通り、5年くらい事業を抑えるという話について、単純に言えば、資金を貯めているということですが、重要幹線については、それを止めてはいけないので、計画上は必要な重要幹線、ループ化事業はひとまず終わっていますが、横内浄水場から本庄配水池への送水管の二条化など、そういったものについては、必要最低限、優先してやっていくという考え方は待っています。

【萩原会長】

ありがとうございます。その他にご意見ご質問等ありますか。

先ほどのお話ですと事務局からは改定率75.6%で改定するのがよいのか、それとも2回に分けて改定するのがよいのか、その点について決めてもらいたいとの提案だったのですが、この点について意見はございますか。

【事務局】

補足として説明させていただくと、改定率75.6%というのを何回かにわけると1回の改定率は軽減させるので、それは分けることのメリットであると思います。ただ、回数を増やせば増やすほど、最終的な到達点は上がってしまいますので、なるべくそこは抑えたい、回数をなるべく増やさないということで、最大2回で提案させていただいております。

【D委員】

75.6%ということで、本音を言うと、多分1回でやりたいということだと思います。特に経年劣化した管路がこれだけ増えていると、中期計画の2033年の話をしても仕方がない、物価が上がって材料費も上がる中でもう少し短期間の整備計画を作ってやっていかないと、トータルで上がってしまう。1日も早くやりたいというなかで、最終的に負担するのが変わらないなら、明確に1回にした方がスムーズに行くのではないかと思います。ところが、市民の立場からいくと、1回では負担がかかりすぎるから、先ほどから話が出ている補助金も活用しながら1円でも個人負担を減らす努力をしていくというのは当然必要ですが、熊本の地震は他人事ではなく、水の大切さの話もありましたが、整備計画を早くやっていかなくてはいけないということで、1回でやった方がいいのではないかと考えています。

【萩原会長】

ありがとうございます。ただいまD委員から、1回でいいが、市民の立場ではいきなり上げるのは大変だろうとのご意見をいただきましたが、他の委員の皆様はどうでしょうか。

【A委員】

教えていただきたいのですが、仮に1回で改定するということで75.6%上げたあとに、補助金が採択されて、資金的な余裕が出てしまったという時は、逆にとりすぎといわれるリスクというのも少し考えておかなければいけないのではないかと思います。特にその補助金のメニューの話で、管轄が厚労省から国交省に移っているので補助金メニューが増えるのではないかと、やはりその辺りはきちんと見ておかないと、3年後に料金の見直しをするときに、補助金が結構とれるようになりましたとかそういう話になった時はとりすぎってしまったと考えざると得ないのでしょうか。

【事務局】

今の前提で75.6%になっているので。おっしゃられるように、補助金を活用できるようになれば、想定としては余るようなシミュレーションになってくるかと思います。ですので、1回で75.6%という形にした場合、でも、先ほどもご説明しましたが、3年後に見直しをした段階で、やはりこれは取り過ぎだということであれば、下げるということも必要かとは思っております。3年ないし5年のところで見直しをしつつ、その段階で取り過ぎているようであれば、当然、料金を下げるというの必要ですし、まだ必要であれば上げる、また、今のままで維持するというのを、3年から5年で随時見直しをしていくというようなものだと考えております。ですので、3年後にはもう一度見直しをした段階で今の国庫補助金を取ることによって工事費が多少抑制され、料金には反映できないものが出てくるという話であれば、減額改定のような形も必要かと思います。

【A委員】

減額改定というの考えざるを得ないという話になるということですね。そうすると、1回上げて、下げて、またどこかのタイミングで上げるというチグハグな形になるのは市としてはありなのでしょうか

【事務局】

如何せん、小牧市は30年間、水道料金を上げてこなかったということもありますが、今はどうしても物価高騰等があるので値上げというのがトレンドになっていますが、逆に最近まであったようにデフレで物価が下がるということになれば、値下げの検討もできるかと思いますが、やはり一旦上げて下げて、また上げてというのは、その時の経済状況にもよってくると思います。今回、30年間、料金改定をしなかったことによって一気に上げるということも考えられますので、そこはそういう意味もあって、水道法施行規則が変わったのではないかと思います。ですので、見直しをすることによって、本当にその段階で改定が必要なものか。維持するのか、3年から5年の状況を見てその都度判断していくというのが基本だと考えております。

【A委員】

はい、わかりました。

【萩原会長】

ほかにご意見はありますか。

【B委員】

難しい問題だと思います。市民からすれば、今のところは黒字で20億円を確保しているということで優良に見える。こういう時代なので、早く改修しなければいけないというのもわかりますが、市民の立場からすると、35%を2回くらいのところではないかと思いますが、皆さんの意見も聞いていただければと思います。

【萩原会長】

ただいまのご意見ですが、1回で改定するのではなく2回の改定で、その場合の改定率は35%とのお話でした。改定率については、また後ほどお話ししますが、せっかくB委員から皆さんにご意見をいただいたらどうかという意見もありましたのでE委員からお考えがありましたらお願いします。

【E委員】

私は2回に分けたほうが良いと思って、改定率は35%以下がありがたいと思います。さすがに75.6%は高すぎるし、補助金によって改定率の抑制ができるかもしれないという話を聞いたので、それを思うと、35%で2回でやったほうが市民としても説明を聞いてしょうがないと思ったので、次回に向けて35%か30%くらいでどうかと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。

それでは、F委員お願いできますでしょうか。

【F委員】

私も改定の回数は1回よりは2回、なぜかという、世代間の公平ということを考えて、今の世代の方だけでなく、次の世代の方にも負担していただくということで公平だということは説明がつくのではないかと思います。パーセンテージは、B委員がおっしゃっ

たように35%、35.2%がいいと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。

それでは、G委員お願いします。

【G委員】

私もE委員やF委員と同じ考えです。やはり1回目と2回目があまり差がないということ、1回目が少しでも次がすごく高くなってしまったり。逆に最初は少ないけど次に高くなったりするのではなく。1回目と2回目はほぼ同じくらいの金額になるということで、35%と35.2%でやった方がいいと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。

続いて、H委員お願いします。

【H委員】

今、それぞれの方が発言された35%というので、一気に上がるというのはやっぱり市民感情としてちょっと考えさせられますので、D委員がおっしゃられるように一気に上げてしますと確かにお金が確保できると思いますが、やはり生活している市民としては少しずつ上げていただいた方がいいと思って、35%、35.2%の2回が出来ればいいと思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。

続いて、C委員お願いします。

【C委員】

ちょっと確認していいでしょうか。資料の水道料金比較表を見ると、20m³だと35位、40m³だと42位と、40m³に対して特にお金を取っていませんが、このあたりの変更までは考えていないのでしょうか。

【事務局】

まずは今回、改定回数と改定率を決めますと、収益的な全体の金額が決まりますので。そのあとに体系、基本料金と従量料金をどうしていくかを次回で決めたいと思っています。

【C委員】

一般家庭だと10m³と20m³の契約者が多いとのことですが、実際の収益で、水量はどちらが多いのでしょうか。

【事務局】

今、小牧市で一番多いのは1か月あたり大体19m³ですので、2か月ですと38m³、つまり40m³のところが一番多いところになっています。

【C委員】

取れるところから取るというのも必要だと思います。個人的にはパーセンテージでイコールではなく金額、40%と29.6%だとパーセンテージでみると差があるように見えますが、料金の上げ幅が同じくらいである方がいいと思います。

【萩原会長】

2回の改定で行い、改定率は40%と29.6%がいい、それは上げ幅、改定額の面からとのことですが、A委員はどうでしょうか。

【A委員】

私も1回はさすがに少ししんどいかなという、市民感情もあるだろうと思いますし、先ほど申し上げましたが、補助金を活用していくのもこれからということなので、やはりその辺りを踏まえて考えると、今一気に上げて後で引き下げますというのはやはりカッコ悪いような気もしますし、2回で改定というのがいいかと思います。あと、C委員がおっしゃられましたが、率で見るのではなく額でみると、35%、35.2%という改定になると1回目の改定より2回目の改定が1.5倍くらいの上げ幅になってしまうのでそれは確かにどうなのかと思いますし、工事を進めていくというのも喫緊の課題だと思いますので出来れば

前倒しで進めたほうがいいのではないかとと思うところもありますので、改定率としては、個人的には45%くらいでもいいのではないかとと思いますが、この選択肢でいうと40%の改定率が一番いいのではないかと考えます。

【萩原会長】

ありがとうございました。今のところ、D委員から問題提起として、工事を前倒しして行うためにも75%で改定してはどうかというご発言をいただきましたが、その後、皆さんにそれぞれ聞くと2回という意見があった中で、最初にご発言いただき、そのままというのも失礼と思いますのでもう一度ご発言をお願いしますか。

【D委員】

私としては、市民の負担が問題であるなら24.4%を3回でもいいと思いましたが、水と電気というものには非常に危機感を持っており、リスクの関係で、ここで地震が来て管が破裂、断水したということになると、経年劣化した管路がどんどん増えている中で1日も早く管の取替をしなければならない状況で、整備計画を前倒しするためにも軍資金として必要だということで、1回がいいと考えました。

【萩原会長】

ありがとうございました。それではI委員お願いします。

【I委員】

まず、ちょっと確認させていただきたいのですが、先ほど、D委員から3回というのはあったのですが、資料1の7ページ、改定回数が1回、2回、3回、4回ということですが、これは改定4回だと、3年毎の12年間、改定4回だと間隔が3年ずつで12年と考えていいのか、改定2回は6年後に35.1%の改定をして、12年間で全2回と考えていいのか、まずはそこをお伺いしたいです。

それとあわせて、現状のままだと、令和11年には資金がショートして内部留保がなくなるということですが、内部留保20億円という目標がある中で、1回目の改定率を少なくすると、当然、内部留保が20億円を下回ってしまう時期が前倒しになるはずで、そうすると、1回目と2回目の間隔と、その間の経営目標がちゃんとクリアできているのかということ

確認したいと思います。

もう1点、料金改定をすると様々なシステムを改修しなければいけないので、当然、資金が必要になってくるわけで、1回の改定に係る費用と4回の改定に係る費用で全体額が異なってくると思いますが、そういう改定に係る費用などを考えたときに、1回目と2回目における経営目標の達成を考えるとその辺りはどうなのか言うことを確認させてください。

【事務局】

まず、7ページですが、今回、算定期間を3年にしていますので、2回目の改定は1回目の3年後、2回目以降の算定期間もまた短めにしないと資金がたまらなくなりますので、2033年から本格的な工事をしていこうというスキームが後ろ倒しになっていく可能性は十分にあります。2つ目の質問については4回改定でもこの率で改定すれば、20億を下回らず更新もできるという前提のスキームになっておりますので、改定回数が増えても、山の高さがある程度平均的になっていって後ろに山が伸びる形になるかというのを想定しています。システム改修ですが、やはりシステム改修にはお金がかかりますので、回数が少ない方が経済的には安く済むというところはあります。

【I 委員】

ありがとうございます。そうすると、資料1の7ページの表の改定4回というのはもしかすると1年毎あるいは1年毎に改正すると理解してよろしいですか。

【事務局】

基本的には3年ごとに改定、例えば1回目の改定が令和9年なら令和12年、15年、18年の改定という形で、すべて間は3年です。

【I 委員】

なるほど。

【事務局】

短くすれば1回のパーセンテージはあがる、ただ期間を長くすれば、当然、合計のパー

センテージは増えていくという、単純に言うともそういう考え方です

【I 委員】

例えば、この表でいうと1回目で改定して、3回目で改定するという形でも2回改定になりますよね。35.1%が3回目のところにあっても12年間で2回改定という形ですよね。そうすると、1回目と2回目の、2回目に改定する前に経営目標が達成できなくなるというポイントがあると思いますし、それをするために1回目で最低限、どれくらい確保しなければいけないのかという数字があると思いますが、その検討はどうなっていますか。

【事務局】

今、経営目標として管路更新率1%と内部留保資金残高20億という2点を目標としておりますので、I委員は2回目を6年後と言われましたが、今回の想定では、1回目は算定期間を3年という形にしているので、2回目は3年後になってしまいます。算定期間が3年間しかないものですから、その3年後には、見直しをしなければならない時期が来まして、そこで2回目というのが3年後になっていますが、今言われますように、どれぐらいの金額までというところですが、20年間の実際にかかる工事費と、運営していく経費をすべて20年間分でみて、そこを今のご審議の段階で、1%と20億というところでスキームを組んでいますので、実際3年ごとに4回やっても一応できる形にはなっております。

【I 委員】

それは理解しているのですが、何て言えばいいんでしょうね。確認です。要は今の算定要領でいくと、3年から5年の間隔で経営状況をチェックして、料金の改定が必要かどうかを考えなさい。なので、その時に経営状況がよければ、料金は改定しなくてもいいと私は理解しています。絶対に3年ごとに料金を必ず改定しなければいけない。3年から5年ごとに料金を改定しなさいとは算定要領はなってない。要は3から5年ごとにちゃんと経営状況を見て、必要があれば改定しましょうということだと思います。なので、もし1回目で75.6%を改定した場合には、もちろん3年ごとにチェックをして、その時々で経営は大丈夫だね、目標も達成しているよねというので、要は2045年までは1回の改定でいけますよという理解をしています。そう考えると、2回というときでも、1回目を上げて、例えばその数字で例えばいつまで持つのか、例えばそれで6年間ぐらい持つのだったら間で3

年でもう1回チェックして、今大丈夫だから、物価高とかも想定範囲内だから、もう次の3年で2回目の改定をすればいいという考え方も、あると思います。12年間というちょっと中長期的な考え方に立つと。そうした場合に、当然75%よりも改定率が小さくなるということは、立ち上がる山が小さくなるので、そこから目標が達成できなくなる年数も、山が小さくなればなるほど前倒しになるという、そういう理解でよろしいですね。そうすると、例えば35.1%をもし改定した場合には、例えば12年間で2回と考えたときに、次が6年後だと目標達成できないので、やはり3年後にしましょうとか、そういうようなところまでちゃんと市民に伝えないといけないような気がします。だから、そういう検討がどうなっているかというところ、もちろん2045年で目標を達成するっていうのを前提で検討されているのは理解していますが、その改定の間隔のところはどうなのかっていうところをどう考えられていますか。

【事務局】

同じことは考えており、今回、事務局が提案する75.6%というのは、あくまでもこの45年までのこの20年間の全体でやるべきことの1%の20億達成のための数字だと思いますので、そこで1回か2回かの話は検討していますが、おっしゃられる通り、次の段階ですね、今のまま3年でやっていますので、次の3年時点においては、当然そこで検証します。必ずしも言われる通り、この検証は料金値上げということではなくて、その時の状況判断した上で、ここで逆にこれだけに下げていいというパーセンテージは、例えばここで29.6%やっても、これが例えば、20%で済むのであれば、そこで切替るし、逆に状況的にこれがその時点において、やっぱり35%ないとだめだという話になったときには、場合によってはそこでやっぱり35%、前回は例えば40%で、今回また30%を超えるのは改定率が大きいよね、ということになれば、ここは20%にしてもう1回、次のときにもう少し考えましょうっていうようなところで、当然、その検証をしながらやっていくつもりでおります。ただ今言ったような、早いうちに20年間の目標値を達成できるように、とりあえず2回で行きましょうだとか、そういうところをまずはやってかないとけないというところでやっていますので、おっしゃられるところは十分承知していますので、逆に言うと、今の感覚でいくと、例えば今回改定して3年後、終わったとしても次の3年なり5年で、また当然経営の中身を見ますので、そこで検証して、また新たなその状況によって値上げ、或いは保留。本当にとりすぎという場合があれば下げるっていうのを当然やっていく。今は規則改

正があつて、法令上そういうふうになっていますので、必ずしもこれは見直すという意味じゃなくて、検証するということで、それを必ずやってくる。その状況、状況に応じて上げ幅下げ幅っていうかその数字っていうのは変えていくという考えでいます。

それで、先ほど説明した中で、今は最初を40%で改定したときに、次が29.6%になると思います。35%で改定したときも35.2%になる。これは今の時点での話であつて、逆に言うそうですね35%、35%で決めたとしても、これから補助金や企業債も検討していくのですが、それで下がる場合もあれば、逆にそれがうまくいかなかったときに、物価上昇などがあると、逆に35%じゃなくてその時点で40%とか、改定率が逆転しちゃうって話もありますので、その時は今の話で、ここは20%、20%でいきましょうっていうような、再度そこは議論する必要があるっていうことで、考え方としては、常に検証しながら、そのときその時点での、ただし、今のうちの考え方は、資料2で2つの例を出してありますけども、この2つの市町はうちと同じような感覚で、全体の計画案を見て、これをまず達成するのにいち早くどこまでやらなければいけないかというのを決めているので、他の市町はいわゆる3年なり5年だけを見て、そこでとりあえずここだけの事業が動く形態をとって、次、3年後、5年後でもう1回そこで見てやりましょうというのをやっていますので、ちょっとその仕組みとしては、何か同じように見えるのですが、実は違っていて、うちの方は、最終到達点を早くまずは達成するような検討という格好で、出していますので、ただ、言われる通り絶対にこれは必ずではなくてその時点時点において、ちゃんと検証して、見直ししか見直さないかをやる。ここはその通りだと思っております。

【I 委員】

はい。そこは私も理解していますが、一方でやっぱり市民に対する説明をしっかりと丁寧にやるであるとか、要は生活に対するインパクト、影響をできる限り大きくしないという、そういう検討の努力もやはりやらないといけないと思います。そう考えたときに、ただ一方で経営の観点から、この数字は絶対に死守しないと経営が苦しくなるという数字もあるので、そこをどうやって、きちんと両方から検討を重ねてこの数字ですというところまでやらないといけないような気がします。そういう意味からすると、もちろん2045年のところでさらに1%の方針であるとかそういったものを、しっかり前倒してやっていくという、そこもやっぱり当然大事ですけど、例えば料金を改定した後、そのあとの途中経過のやっぱり目標がきちんと、最低限守れるのはここだね。或いはこれでないと、やっぱり途中

でまた苦しくなっちゃうよとか、なんかそういうのをぜひ、シミュレーションじゃないですけど、示していただきたいと思います。

あと2点だけ言わせていただくと、1点は、例えば75.6%を確保するっていうので考えるのであれば、例えば1回目を33%、2回目33%だと 1.33×1.33 で1.768ぐらいになって、大体同じぐらいになると思います。でもこれは例えば40%と29.6%とか組み合わされているので、もう皆さんもよくわかっていると思いますし、1回目を今5%刻みでやっているもので、そういうことだと思いますが、そうなったときに、要は、当然1回目だと、もともとの料金に対して上げていくので、当然経営的な余裕が、1%、2%、5%下げていけばいくほど余裕がなくなってくるはずなので、そのぎりぎりってどこなのだろうかという観点もやっぱり大事で、やっぱりそれでいくと、やっぱり35%ないと、やっぱりこの3年間を含めても、ちょっとやっぱり経営目標を達成するのに苦しくなるよっていうのであれば、やっぱり35%になるだろうし、そういうシミュレーションしても、例えば32%ぐらいまで1回目下げることもあるというのであれば、そういう検討も踏まえてというようなところは、今後ぜひやっていった方がいいのではないかと思いますので、ちょっとそこはご検討いただきたいと思います。

もう1点は、ぜひ、1%を毎年更新することや20億の内部留保をしっかり確保するっていうことが市民にとってどんなメリットがあるのかっていうのを明できるように、ぜひ準備をしておいていただきたいです。例えば1%を毎年更新していくことで、災害時に、例えば防災拠点までは今ループ管もほぼ出来つつあるので、なので避難所とかそういったところには必ず水が届くようになりますよと。それで1%ずつやることで2045年になるまでには、例えば本当に南海トラフ等々があったときでも、小牧市で断水人口はごくごく抑えられるようになりますよとか、そういう市民のメリットをちゃんと説明できるようにして、こういうのを目指すので、2回の料金改定はこういう改定で、市民皆さんの、使用者に支えていただくようお願いしたいと、何かそういうような形をぜひ今後ご検討いただければなというふうに思っていますので、そういう意味からすると、私の個人的な意見ですけど、3回に分けて、20何%になると、最初の数年間が苦しいのではないかと思いますので、やっぱり2回かなあとは、思います。

【萩原会長】

ありがとうございます。改定率に関する回数とパーセンテージについてI委員からご発

言ありましたが、1%更新していくことのメリット、管路更新の方針を結びつけていくとどういう効果があるのか、こちらは確かに市民の方には今後説明していく必要がありますので、ぜひお願いしたいと思います。

その上で、I委員からも2回の改定ということでご意見いただきました。D委員からもリスクヘッジということで、もういつ災害が起こるかわからないという状況を考えると、なるべく早く対応していかなければいけないということで、また、そのためにはある程度の資金というのが必要だということを考えると、3回よりも2回というほうが、皆さんが発言してくださったことに大体まとまるかと思います。事務局から最初の説明があり、その後、改定回数を1回にするか2回にするかこの審議会で決めて欲しいというご意見もありましたので、まずこの点について意見集約をしておきたいと思います。

D委員からは、1回の改定に係る趣旨について先ほどご説明がありました。その選択肢の1つとして、むしろ3回でもいいというご意見もいただきましたけれど、その中でも早めに対応していかなければいけないということを考えると、他の委員の皆様も、3回よりも2回であろうということでした。

D委員のご発言においても。管路更新率1%と20億を確保という目標を達成できるシミュレーションをしてくださっていると思いますので、まずは2回ということを、この委員会としての意見としたいと思いますけれども、D委員もよろしいでしょうか。

【D委員】

パーセントの話が出てくると、非常に高額なので、おっしゃる通りでいいと思います。負担が大きくなれば、均等じゃなくてもいいでしょうし、まずスタートして取り組む。私も本当に長いほうがいいのですが、商工会議所の代表として来ているので、商売としては、こういうものは早いほうがいいという考えも出しましたが、結構です。

【萩原会長】

ありがとうございます。それでは改定回数2回を結論としたいと思います。その上で改定率について、今日この場でお決めいただければというご提案だったんですけど、先ほどI委員からもお話がありましたし、今、D委員からもお話がありました。改定のパーセンテージとして、最低これだけは必要だというそのラインを示していただくことも大事だろうと思います。今この場で提供できるならば、それをもとに話し合いをしていければよろ

しいのではないかと思います。市民目線からすると初めの料金設定が安い方がいいと思うところもありますけれど、しかしそれでは目標達成できないとか、或いは小牧市としてはここまでは必要だというその最低のラインを、今回お示しいただいていないので、いくつかシミュレーションがあつて、例えば、8ページのところを見みると、25%でもよろしいのかという話になってくるとは思いますが、どうでしょうか。2回改定のところで40%を上限していますが、そうすると、40%以上ということが、小牧市の考える最低ラインっていう理解したほうがいいですか。

【事務局】

パーセンテージの関係については、今回の資料だけでは。単なる数字で遊んでいるように見えますので、この数字なら達成できるというような、I委員が言われたような限界ですとか、あるいはこの理由でここがいいですとか、そこを整理して、次回、お話をさせていただきたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたように、2回の改定ということ審議会の結論としましたけれども、1回目は何%にするのかということについては、次回の審議会でまた資料を提示してもらい、皆様にご検討いただくということになりましたけれども、それで今皆さんよろしいですか。

(異議なし)

【萩原会長】

それでは本日の料金改定に係る審議に関しましては、改定回数2回という意見で集約されました。また、1回目の改定率については、次回審議会において提案をいただくということにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

【萩原会長】

次第5のその他に移らせていただきます。事務局から何かありますか。

【事務局】

事務局より、今後の審議会について、ご説明させていただきます。今後の予定ですが、本日、お手元に配布した「令和8年度第3回小牧市上下水道事業経営審議会」の開催通知をご覧ください。なお、ノートパソコンで資料をご覧になっている方は、データの中の開催通知をご確認ください。なお、こちらの開催案内は、本日の11時ごろにメールで送付しておりますので、ご確認いただければ幸いです。次回の審議会については、9月11日の金曜日、午後2時から味岡市民センター2階の視聴覚室で開催します。内容につきましては、本日に引き続き「水道事業の適正な料金収入」について審議をいただきます。お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願いします。

また、本日、追加でお配りした資料のうち水道料金比較表は、他市町の情報もありますので、会議終了後に回収させていただきますのでご了承ください。

最後に、本日の会議録でございますが、事務局で作成次第、委員の皆様へ送付させていただきますのでご確認をお願いしたいと思います。その後、市のホームページで公開させていただきますので、よろしくお願いします。

【萩原会長】

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご質問ございますか。よろしいですか。

次回の審議会は9月11日に味岡市民センターということですね。それでは、以上をもちまして、本日予定された議題は終了いたしました。皆様方には、議事進行の御協力に感謝申し上げます、事務局のほうにお戻ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

委員の皆様、長時間に渡り、ご審議いただきまして、ありがとうございました。

最後に交通安全についてのお願いです。本市では令和8年に入り、今日現在で交通事故により4人の尊い命が失われており、極めて厳しい状況であることから、交通安全緊急アピール宣言が発令されております。夏休み期間中であり子供たちが外出する機会が多い状況でありますので、委員の皆様におかれましては、子供たちを交通事故から守るため、より一層の見守りをお願いするとともに、交通安全を自らの問題としてとらえ、交通ルールの遵守と安全行動に心がけていただきますようお願い申し上げます。

それではこれもちまして、令和８年度第２回小牧市上下水道事業経営審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。